

## ハラスメントをなくし誰もが働きやすい職場を目指しましょう！

職場でのハラスメントは、働く人の意欲低下や心身の不調をきたし、能力を十分に発揮できなくなるなど、職場環境の悪化につながります。事業主は働く人が、ハラスメントのない職場で生き生きと働くことができるようにしていくことが大切です。

これまでもセクシュアルハラスメントと妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについて防止対策を講じるよう義務づけられていました。

さらに、2020年6月から職場におけるハラスメント防止対策が強化され、パワーハラスメントの対策を講じることが事業主に義務化され、中小企業事業主は2022年4月1日からとなります。対応方針の明確化、規則等の整備、相談窓口の設置及び周知を行うなど早目の対応をお願いします。

### ✍ 職場におけるパワーハラスメントの例

- 殴る、相手に物を投げつけるなどの身体的なもの
- 人格を否定するような言動を行うなどの精神的なもの
- 一人の労働者に対して集団で無視をする
- 過大な要求をする など

職場におけるパワーハラスメントなどハラスメントの詳しい情報は、厚生労働省のポータルサイト「明るい職場応援団」をご覧ください。労働者向けのパンフレットや社内研修資料などダウンロードできます。

ハラスメント防止措置についてのお問い合わせ先

茨城労働局 雇用環境・均等室 ☎ 029-277-8295

土浦市市民活動課男女共同参画室

☎ 029-827-1107